

独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領

平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農振第 1413 号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 2166 号

各 地 方 農 政 局 長
独立行政法人水資源機構理事長 殿

(農林水産省)農村振興局長

第 1 簡易な同意徴集手続の適用

土地改良区は、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 13 条第 3 項の同意をする場合において同条第 4 項の規定により簡易な同意徴集手続を採るときは、事前に独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）及び関係都道府県と連絡調整を行うものとし、同条第 3 項の同意を表示する書面に簡易な同意徴集手続を採ったことを証する書面を添付して、都道府県を経由の上、水資源機構に提出するものとする。

第 2 指定工事の指定

- (1) 水資源機構が行うかんがい排水事業について、指定工事（独立行政法人水資源機構法施行令（平成 15 年政令第 329 号。以下「令」という。）第 34 条第 4 項第 2 号に規定する指定工事をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、かんがい排水等施設（令附則第 5 条に規定するかんがい排水等施設をいう。以下同じ。）の工事のうち早期に完了すべき工事を事業実施計画において指定工事として指定するものとする。
- (2) 1 の指定工事に係る事業費はおおむね 10 億円以上であるものとする。なお、更新適期に応じた施設群単位で指定工事を指定し、投資の重点化、効果の早期発現を図ることが適当と認められるものについては、本制度の活用を努めるものとする。
- (3) 複数の指定工事を指定する場合、それぞれの指定工事ごとに事業実施計画において定めるとともに、負担金の支払いの始期は、それぞれ指定工事ごとに適用する。なお、複数の指定工事を指定する場合は、それぞれの指定工事ごとの完了時期が異なると明らかに見込まれる場合に限る。
- (4) 本要領に示す事業費は、他の事業との共同事業については、かんがい排水に係る事業費とする。また、事業費の単価の時期は昭和 60 年度時点とし、この金額は、毎年度、事業費の上昇率を基準として改訂するものとする。

第3 指定工事に係る負担金の支払について

指定工事に係る負担金の支払期間の始期は、原則として当該指定工事の完了した年度の翌年度とする。

ただし、当該負担金を負担する土地改良区又は都道府県が支払期間の始期として当該指定工事の完了した年度の翌年度以降の年度を希望する場合には、当該指定工事の完了する年度の原則として5月末日までに申し出るものとする。

主務大臣は、当該申出が適当であると認める場合には、土地改良区又は都道府県が支払期間の始期として申し出た年度を指定することとする。

第4 申出による早期支払制度

令第34条第4項第3号に規定する申出による早期支払制度により支払を開始しようとする土地改良区又は都道府県は、当該申出において支払期間の始期として申し出る年度の前年度の原則として5月末日までに次の手続を行うものとする。

- (1) 関係土地改良区理事長又は関係都道府県知事は、独立行政法人水資源機構理事長を経由して主務大臣に対し、負担金の支払を開始したい旨の申出を行うものとする。（別紙様式第1号）

なお、土地改良区理事長が、申出を行う場合には、関係都道府県知事を経由して行うものとする。

- (2) 都道府県知事は、関係土地改良区が複数ある場合には、(1)の申出の書面の経由の際に当該都道府県の関係土地改良区の意見を取りまとめ、その結果を独立行政法人水資源機構理事長に連絡するものとする。

- (3) 独立行政法人水資源機構理事長は、関係都道府県が複数ある場合には、(1)の申出の書面の経由の際に関係都道府県知事の意見を取りまとめ、(2)の都道府県知事からの連絡内容とあわせて主務大臣に報告するものとする。

また、独立行政法人水資源機構理事長は、関係都道府県又は関係土地改良区が負担金の支払を申し出た工事の部分に係る事業費、当該工事の部分の規模等を主務大臣に報告するものとする。（別紙様式第2号）

- (4) なお、土地改良区が、申出を行うに当たっては、あらかじめ総会又は総代会の議決を得るものとし、その旨を証する書面を添付するものとする。

また、都道府県が、申出を行うに当たっては、あらかじめその負担金の一部を負担することになる市町村の同意を得るものとし、その旨を証する書面を添付するものとする。

第5 早期支払い制度の認可

第4の手続により負担金の支払を開始したい旨の申出を受けた主務大臣は、申出に係る工事の部分が客観的にみて一つのまとまりを有する独立性のある工事であって、支払期間の始期として申し出た年度の前年度までに完了するものであり、かつ、当該工事の部分のかんがい排水に係る事業費がおおむね10億円以上である場合には、当該申出を認めるものとする。

主務大臣が当該申出を適当と認めた場合には、機構は、当該申出に係る工事の部分に応ずる負担金の部分の利率について土地改良区負担金を負担する土地改良区と協議するとともに、国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。

ただし、当該支払期間の始期として申し出た年度が第3の規定により指定する指定工事に係る負担金の支払期間の始期と同じ年度である場合には、上記主務大臣が支払を認めるに当たっての要件から、事業費についての要件は、除外するものとする。

- (2) 主務大臣が当該申出を適当と認めた場合には、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）は、関係地方農政局長にその旨を通知するものとする。（別紙様式第3号）

第6 工種別完了制度

令附則第6条に規定する工種別完了制度を適用するに当たっては、工種別完了制度の適用により負担金の支払を開始する年度の前年度の原則として5月末日までに次の手続を行うものとする。

- (1) 関係都道府県知事及び関係土地改良区理事長は、工種別完了制度の適用を希望する場合には、独立行政法人水資源機構理事長を経由して主務大臣に対し、申請を行うものとする。（別紙様式第4号）

なお、土地改良区理事長が申請を行う場合には、都道府県知事を経由して行うものとし、関係都道府県又は関係土地改良区が複数ある場合には、当該関係都道府県知事又は当該関係土地改良区理事長ごとに共同して申請を行うものとする。

- (2) (1)の文書の経由に際して、独立行政法人水資源機構理事長は、工種別完了制度の適用が申請されている工事に係る部分に係る事業費、当該工事の部分の規模等を主務大臣に報告するものとする。（別紙様式第5号）

第7 工種別完了制度に係る負担金の支払期間の始期の指定

第6の手続を完了した地区について工種別完了制度の適用により支払を開始する負担金の支払期間の始期の指定をするに当たっては、工種別完了制度の適用により負担金の支払期間の始期となる年度の原則として9月末日までに次の手続を行うものとする。

- (1) 主務大臣は、令附則第6条の規定に基づき、土地改良区及び都道府県の同意を得るための協議を行う。（別紙様式第6号）
- (2) (1)の協議を受けた土地改良区及び都道府県は、主務大臣に同意する旨の書面を提出する。

なお、土地改良区が上記の同意を行う際には総会又は総代会の議決があったことを証する書面を添付するものとする。

また、都道府県が上記の同意を行う際には令附則第6条第2項の規定に基づく市町村の

同意があったことを証する書面を添付するものとする。

- (3) (2) の同意を得た主務大臣は、工種別完了制度の適用により支払を開始する負担金の支払期間の始期を告示するものとする。主務大臣が工種別完了制度の適用を決定した場合には、農村振興局長は、関係地方農政局長にその旨を通知するものとする。(別紙様式第7号)

第8 早期支払制度又は工種別完了制度に係る計画変更手続

早期支払制度又は工種別完了制度の適用の対象とする工事の部分が計画変更の要件に該当する場合は、当該制度を適用する前に計画変更手続を了していなければならない。

第9 施設の区分

かんがい排水等施設を、原則として別表1により基幹施設と一般施設に区分する。

ただし、別表1において基幹施設に区分される施設であっても、別表2に該当する軽微な変更の工事に係る施設は、一般施設に区分するものとする。

また、軽微な変更の工事に係る事業費を除いた事業費がおおむね50億円に満たない工事に係る施設は、一般施設に区分するものとする。

第10 基幹補助割合

別表3に掲げる基幹施設に係る特例の補助割合(以下「基幹補助割合」という。)の適用については、その適用がない場合と比較した国の補助割合の増分以上に土地改良区の負担割合の軽減が図られることを約する書面(別紙様式第8号)が関係都道府県から提出された場合に、令第53条第3項の規定による財務大臣との協議を経由して、適用するものとする。

第11 水資源開発施設等緊急対策事業

水資源開発施設及び愛知豊川用水施設(以下「水資源開発施設等」という。)について、不測の事態が発生した場合において施設の機能を保全するために改築を行うほか、水資源開発施設等における個別施設の機能保全計画(以下「機能保全計画」という。)に基づく機能を保全するための改築を行うことにより、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的として、水資源開発施設等緊急対策事業を実施する。

なお、別表4に掲げる補助割合の適用については、令第53条第3項の規定による財務大臣との協議を経由して、適用するものとする。

第12 耐震対策の一体的実施

必要な耐震性を有さないことにより災害のおそれが生じている水資源開発施設等の耐震化のための改築を、老朽化の進行、営農状況の変化等に即して行う水資源開発施設等の改築又は第11に規定する事業と一体的に行うことにより、農業生産性の維持及び向上並びに農業経営の安定を図るとともに、国土の保全に資することを目的として、耐震対策を実施する。

なお、別表5に掲げる補助割合の適用については、令第53条第3項の規定による財務大臣との協議を経由して、適用するものとする。

第 13 洪水調節機能強化事業

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在するかんがいを目的に含むダム（以下「治水協定ダム」という。）の利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための水資源開発施設等の整備を行う洪水調節機能強化事業を実施する。

なお、別表 6 に掲げる補助割合の適用については、令第 53 条第 3 項の規定による財務大臣との協議を経由して、適用するものとする。

第 14 農地防災事業

自然的・社会的状況の変化等に起因して、水資源開発施設等の機能が低下しこれにより災害のおそれが高域的に生じている地域において、その機能を回復し、災害の未然防止を図ること及び水資源開発施設等の機能が低下しこれにより排水不良、農作物の生育不良等の被害が発生している地域において、その機能を回復し、被害を防止することにより、農業生産の維持及び農家経営の安定を図り、併せて国土の保全に資すること等を目的として、農地防災事業を実施する。

なお、別表 7 に掲げる補助割合の適用については、令第 53 条第 3 項の規定による財務大臣との協議を経由して、適用するものとする。

第 15 事業計画等検討調査

（1）事業計画検討調査

水資源開発施設等の新築又は改築を実施するに当たり、地域の農業構造や営農形態を踏まえた事業実施計画の案を作成するため調査を実施するものとする。

（2）洪水調節機能検討調査

「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に従い、水資源機構が管理するかんがいを目的に含むダムの洪水調節機能の強化に係わる取組効果の検証等を行い洪水調節機能の一層の強化を図るため調査を実施するものとする。

（3）権利設定等事業

機能保全計画に基づく対策工事に関し、水資源開発施設等の保全に係る権利の設定等に関する対策を講ずることとする。

ただし、独立行政法人水資源機構理事長は、事業計画検討調査を実施する場合に調査を開始する前年度の 6 月末日（令和 3 年度に限っては、令和 3 年 6 月末日）までに農村振興局長に提出することとする。（別紙様式第 9 号）なお、（1）、（2）及び（3）の補助割合は別表 8 を適用するものとする。

第 16 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191

号) 第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。) に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

別表1 基幹施設及び一般施設の区分

基 幹 施 設		一 般 施 設
ダ ム	堤高 15m以上のもの	基幹施設に該当しないもの
頭 首 工, 用排水機場, 排水樋門	末端支配面積がおおむね 1,000ha (畑に係るものにあつては 300ha) 以 上のもの	同 上
排 水 路	末端支配面積がおおむね 1,000ha (畑に係るものにあつては 300ha) 以 上の区間	同 上
用 水 機 場	末端支配面積がおおむね 1,000ha (畑に係るものにあつては 300ha) 以 上のもの	同 上
用 水 路	末端支配面積がおおむね 1,000ha (畑に係るものにあつては 300ha) 以 上の区間	同 上

(注) 第 13 に規定する洪水調節機能強化事業においては、治水協定ダムの洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設をダムと一体のものとして区分する。

別表2 軽微な変更の工事

施 設 名	軽微な変更の工事
ダ ム	事業費おおむね 15億円未満
頭 首 工	事業費おおむね 5億円未満
用排水機場, 排水樋門, 排水路, 用水機場, 用水路	事業費おおむね 2億円未満

別表3 基幹補助割合

基幹施設の種類	施設の規模	補助率
ダム	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては2,000ha）以上かつ有効貯水量おおむね7,000千 m^3 （畑に係るものにあつては2,000千 m^3 ）以上のもの	70%
	上記のものに該当しないもの	2/3
頭首工	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては2,000ha）以上のもの	70%
	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては2,000ha）未満であり、おおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上のもの	2/3
排水機場、 排水樋門	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては2,000ha）以上のもの	70%
	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては2,000ha）未満であり、おおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上のもの	2/3
排水路		2/3
用水機場		2/3
導水路		2/3
用水路		2/3

(注1) かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新築又は改築（新たに農業用水の開発を行うことを目的とするものに限る。）されるダムに要する費用についての補助率は、2/3とする。

(注2) 第13に規定する洪水調節機能強化事業においては、治水協定ダムの洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設をダムと一体のものとして区分する。

別表4 水資源開発施設等緊急対策事業

採 択 基 準	補助率
<p>水資源開発施設等のうち、不測の事態が発生した施設を含め、機能保全計画において更新又は補修・補強を行う必要がある施設の機能の保全を目的とした当該施設の改築を事業対象とする。</p> <p>なお、水資源開発施設等の改築の際に、用途廃止されたかんがい排水専用施設の撤去を行う場合は、これにより突発事故等による人命・財産等への影響を軽減でき、かつ、地区全体の将来的な維持管理コストを縮減できる施設を対象として行うものとする。</p> <p>本事業により整備される水資源開発施設等は、受益面積・末端支配面積がおおむね500ha（畑に係るものにあつては100ha）以上のものとする。ただし、重要度及び緊急度が高い施設の改築については、末端支配面積がおおむね100ha以上のものとする。</p> <p>なお、重要度の高い施設とは、施設の損壊、機能停止等が発生した際に、次のいずれかの要件に該当する施設とする。</p> <p>ア 施設周辺に主要道路、鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの</p> <p>イ 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの</p> <p>ウ 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの</p> <p>また、緊急性の高い施設とは、次のいずれかの要件に該当する施設とする。</p> <p>ア 不測の事態が発生したもの</p> <p>イ 機能保全計画において、緊急的な対応が必要とされたもの</p>	<p>2 / 3</p>
<p>水資源開発施設等のうち、機能保全計画において更新又は補修・補強を行う必要がある施設であつて、老朽化の進行、営農状況の変化等に即して行う水資源開発施設等の改築にあつては、受益面積がおおむね200ha以上のものとする。</p>	<p>1 / 2</p>

別表5 耐震対策の一体的実施

採 択 基 準	補助率
<p>一度発生すれば大災害になり得る地震動に対して必要な耐震性を有していない水資源開発施設等の改築（以下「耐震化対策」という。）は、一度発生すれば大災害になり得る地震動が発生した際、次のいずれかの要件を満たす施設を対象として行うものとする。</p> <p>ただし、耐震化対策を行う施設については、末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。)がおおむね 100ha 以上のものとする。</p> <p>(1) 施設周辺に主要道路、鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの</p> <p>(2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの</p> <p>(3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの</p>	<p>2 / 3</p>
<p>耐震化対策を行う施設のうち、防災受益面積がおおむね 30ha 以上、かつ、次のいずれかの要件を満たす施設を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 施設周辺に主要道路、鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの</p> <p>(2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの</p> <p>(3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの</p> <p>(4) 地震による被害が生じた場合に農地 10ha 以上（農地 5ha 以上 10ha 未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地 10ha 以上の被害に相当するものと認められるもの（人家 1 戸が農地 1ha に相当するとみなして算定）を含む。）に影響を与える施設</p>	<p>1 / 2</p>

別表6 洪水調節機能強化事業

採 択 基 準	補助率
<p>水資源開発施設等の新築及び改築を行う事業であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>なお、洪水調節機能強化事業の基幹補助割合は別表3のとおりである。</p> <p>(1) 河川管理者、ダム管理者等との間において、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。</p> <p>(2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること。</p>	<p>70% 2/3</p>

別表7 農地防災事業（1／2）

採 択 基 準	補助率
<p>地盤沈下、流域開発等の他動的要因に起因して機能が低下している水資源開発施設等及び当該施設に関連する水資源開発施設等の新築又は改築にあっては、おおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地を受益地とし、かつ、機能の低下している水資源開発施設等に係る受益面積が当該地積の 2／3 以上であること。</p> <p>末端支配面積がおおむね 300ha 以上で、かんがい排水に係る事業費がおおむね 100 億円以上であること。</p>	2／3
<p>水資源開発施設等のうち基幹施設で、地震等の異常な天然現象による機能低下が経年変化とともに顕著となり、又は河川区域内にある水資源開発施設等でその構造が河川管理上不相当であること等から災害のおそれが広域的に生じているものについて、その施設の機能回復を図るために必要な水資源開発施設等の新築又は改築であること。</p> <p>(1) 末端支配面積がおおむね 5,000ha 以上のダム、頭首工、排水機場及び排水樋門。</p> <p>(2) 末端支配面積がおおむね 3,000ha 以上のもの。</p>	70% 2／3
<p>大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域若しくは地震に係る特別措置法に基づく地震防災対策推進地域又は大規模地震の発生確率が高い地域において、災害の未然防止を図るため、早急に耐震対策を要する水資源開発施設等の改築であって、おおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地が受益地であること。</p> <p>(1) 末端支配面積がおおむね 5,000ha 以上のダム、頭首工、排水機場及び排水樋門。</p> <p>(2) (1) 以外のもの。</p>	70% 2／3
<p>農用地の災害を防止するために行う、貯留機能や通水機能が低下している水資源開発施設等の改築にあっては、老朽化の進行、営農状況の変化等に即して行う水資源開発施設等の改築（おおむね 3,000ha（畑に係るものにあつては、1,000ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施するもの）又は水資源開発施設等緊急対策事業（受益面積・末端支配面積がおおむね 500ha（畑に係るものにあつては 100ha）以上のもの。ただし、重要度及び緊急度が高い施設の改築については、末端支配面積がおおむね 100ha 以上のもの。）と一体的に行うものとし、施設の末端支配面積がおおむね 300ha 以上であること。</p>	2／3

別表7 農地防災事業（2／2）

採 択 基 準	補助率
<p>石綿等（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）による影響を防止するために行う次に掲げる事業にあっては、おおむね20ha以上の地積にわたる土地を受益地とし、かつ、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上であること。</p> <p>（1）石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更。</p> <p>（2）（1）の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更。</p>	<p>1／2</p>
<p>地盤の沈下を防止するため地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された水資源開発施設等であって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の改築であること。</p> <p>なお、地盤の沈下とは、地下水の採取に起因して生じた地盤の沈下をいうものとし、地盤沈下対策を目的として実施した事業とは以下の要件を全て満たすものとする。</p> <p>（1）地盤の沈下に起因した機能低下に対応するため又は水源を地下水以外のもので転換するために実施されたものであること。</p> <p>（2）地下水の採取が法令等により規制されていた地域で実施されたものであること。</p> <p>（3）国費が投入され、昭和50年以前に着手されたものであること。</p> <p>また、上記要件を満たすものは、以下の受益面積に区分し実施するものとする。</p> <p>ア 大規模 おおむね400ha以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。</p> <p>イ 小規模 おおむね20ha以上の地積にわたる土地を受益地とするもの。</p>	<p>55%</p> <p>1／2</p>

別表 8 事業計画等検討調査

採 択 基 準	補助率
<p>事業計画調査では、水資源開発施設等の新築又は改築に当たり、地域の農業構造や営農形態の変化を踏まえ、事業の実施の必要性、技術的な可能性及び経済的妥当性について調査を実施し、事業計画の案を作成するための調査を行うものとする。</p> <p>洪水調節機能の検討調査では、洪水調節並びにかんがいを目的としたダムの洪水調節機能の一層の強化を図るために必要な調査で、① 過年度の水利利用状況及び取組状況の調査、② 事前放流等によるダムの洪水調節効果の検証、③降雨予測を踏まえた流入予測手法の改善方法の検討、④ 検証結果を踏まえた洪水調節機能強化に係るダムの運用の見直し、⑤ 水系内での弾力的な水の融通方法等の検討、⑥ その他特に必要と認められる事項の調査を行うものとする。</p> <p>権利設定等事業では、水資源開発施設等の敷地の権利として、区分地上権（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2 第 1 項の地上権をいう。）その他の土地を使用するための権原（以下「区分地上権等」という。）が取得されていない施設における当該権利の取得等及び当該権利の設定期間の満了が予定されている施設における当該権利の更新を行うため、①区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量、②区分地上権等の権利の取得等及び登記を行うものとする。</p> <p>(1) 事業計画検討調査 水資源開発施設等の新築又は改築を行う必要のある施設</p> <p>(2) 洪水調節機能の検討調査 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する水資源機構が管理するかんがいを目的に含むダム</p> <p>(3) 権利設定等事業 水資源開発施設の機能保全計画に基づく対策工事の実施が予定されている施設。</p>	<p>100%</p>

番 号
年 月 日

(主 務 大 臣) 殿

〇 〇 知 事

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業に申出による早期支払制度を適用する
ための申出について

このことについて、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）第34条第4
項第3号の規定に基づき、下記に掲げる工事の部分に係る負担金の支払を令和 年度から
開始したいので申し出る。

なお、関係市町村の同意については、別添のとおりである。

記

今回申出に基づく早期支払制度を適用希望する工事の部分

(注) 土地改良区理事長からの申請においては、「〇〇知事」を「〇〇土地改良区理事長」と、「関係市町村の同意
については」を「本申請に係る土地改良区総代会の議決については」と読み替える。

番 号
年 月 日

(主 務 大 臣) 殿

独立行政法人水資源機構理事長

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業に申出による早期支払制度を適用する
ための申出の内容について

このことについて、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）第34条第4
項第3号に規定する申出による、早期支払制度を適用するための申出があったのでその内容につ
いて報告する。

記

1 〇〇事業関係土地改良区及び関係都道府県

- ① 支払の開始を申し出ている土地改良区及び都道府県
- ② 支払の開始を申し出していない土地改良区及び都道府県

2 今回支払を開始する工事の部分と当該工事の部分に係る事業費

工 事	総 事 業 費	支 払 を 開 始 す る 工 事 の 部 分 の 事 業 費	左 欄 の う ち か ん が い 排 水 に 係 る 事 業 費
〇〇ダム	10,000,000 千円	10,000,000 千円	8,000,000 千円
〇〇頭首工	2,000,000	2,000,000	2,000,000
〇〇揚水機場	1,000,000	—	—
〇〇用水路	5,000,000	—	—
〇〇排水路	3,000,000	—	—
計	21,000,000	12,000,000	10,000,000

3 支払の対象とする負担金の支払期間の始期

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

農村振興局長

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業についての申出による早期支払制度
の適用による負担金の支払について

このことについて、下記の工事の部分に係る負担金の支払について独立行政法人水資源機構法
施行令（平成15年政令第329号）第34条第4項第3号に規定する申出による早期支払制度が適
用されることとなり、国土交通大臣及び主務大臣により当該負担金の支払に係る利子率の認可が
あったので通知する。

記

1 負担金の支払を開始する土地改良区及び都道府県

2 今回支払を開始する工事の部分と当該工事の部分に係る事業費

工 事	総 事 業 費	支 払 を 開 始 す る 工 事 の 部 分 の 事 業 費	左 欄 の う ち か ん が い 排 水 に 係 る 事 業 費
〇〇ダム	10,000,000 千円	10,000,000 千円	8,000,000 千円
〇〇頭首工	2,000,000	2,000,000	2,000,000
〇〇揚水機場	1,000,000	—	—
〇〇用水路	5,000,000	—	—
〇〇排水路	3,000,000	—	—
計	21,000,000	12,000,000	10,000,000

3 支払の対象とする負担金の支払期間の始期

番 号
年 月 日

(主 務 大 臣) 殿

〇〇土地改良区理事長

又は

〇〇知 事

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業についての工種別完了制度の適用申請について

このことについて、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）附則第6条の規定に基づき、下記に掲げる工事の部分について工種別完了制度を適用し、当該負担金の支払始期を令和 年からとする指定を受けたいので申請する。

記

今回工種別完了制度を適用希望する工事の部分

番 号
年 月 日

(主 務 大 臣) 殿

独立行政法人水資源機構理事長

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業についての工種別完了制度の適用申請の内容について

このことについて、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）附則第6条に規定する工種別完了制度の適用について申請があったのでその内容について報告する。

記

1 今回工種別完了制度を適用する工事の部分と当該工事の部分に係る事業費

工 事	総 事 業 費	工種別完了の事業費	左欄のうち かんがい排水に係る 事業費
〇〇ダム	10,000,000 千円	10,000,000 千円	8,000,000 千円
〇〇頭首工	2,000,000	2,000,000	2,000,000
〇〇揚水機場	1,000,000	—	
〇〇用水路	5,000,000	—	
〇〇排水路	3,000,000	—	
計	21,000,000	12,000,000	10,000,000

2 支払の対象とする負担金の支払期間の始期

番 号
年 月 日

〇〇土地改良区理事長 殿
又は
〇〇知 事 殿

主 務 大 臣

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業についての工種別完了制度を適用する
ための同意について

このことについて、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）附則第6条
の規定に基づき、下記に掲げる工事の部分に係る負担金の支払期間の始期として令和 年度を
指定したいので貴職の同意を得るべく協議する。

記

1 今回工種別完了制度を適用する工事の部分と当該工事の部分に係る事業費

工 事	総 事 業 費	工種別完了の事業費	左欄のうち かんがい排水に係る 事業費
〇〇ダム	10,000,000 千円	10,000,000 千円	8,000,000 千円
〇〇頭首工	2,000,000	2,000,000	2,000,000
〇〇揚水機場	1,000,000	—	—
〇〇用水路	5,000,000	—	—
〇〇排水路	3,000,000	—	—
計	21,000,000	12,000,000	10,000,000

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

農村振興局長

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業についての工種別完了制度の適用による負担金の支払始期の指定について

このことについて、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）附則第6条の規定に基づき、下記に掲げる工事の部分に係る負担金の支払期間の始期として令和 年度を指定する主務大臣の指定があったので通知する。

記

1 今回工種別完了制度を適用する工事の部分と当該工事の部分に係る事業費

工 事	総 事 業 費	工種別完了の事業費	左欄のうち かんがい排水に係る 事業費
〇〇ダム	10,000,000 千円	10,000,000 千円	8,000,000 千円
〇〇頭首工	2,000,000	2,000,000	2,000,000
〇〇揚水機場	1,000,000	—	—
〇〇用水路	5,000,000	—	—
〇〇排水路	3,000,000	—	—
計	21,000,000	12,000,000	10,000,000

約 定 書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

〇〇知 事

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業に係る土地改良区の負担軽減について

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業につきましては、事業の公益性が極めて高いことから、かんがい排水事業に係る基幹施設に係る国の補助割合として基幹補助割合の適用を受けた場合には、その適用を受けない場合と比較した国の補助割合の増分以上について、土地改良区の負担割合の軽減にあてることを約します。

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

独立行政法人水資源機構理事長

事業計画検討調査について

独立行政法人水資源機構かんがい排水事業実施要領（平成15年10月1日付け15農振第1413号農林水産省農村振興局長通知）第15の規定に基づき、〇〇年度より下記施設について、調査の実施を願いたく提出します。

記

- 1. 調査施設名 〇〇〇〇
- 2. 調査予定期間 〇〇年度～〇〇年度（〇ヶ年間）

項 目	内 容
対象地域の面積 関係市町村	田〇〇ha 畑〇〇ha 〇〇県〇〇市〇〇町